

改正 平成25年4月17日
(趣旨)

平成27年2月9日東医大発第66号

第1条 東京医科大学（以下「本学」という。）が授与する学位については、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項及び東京医科大学学則第48条並びに東京医科大学大学院学則第15条から第17条までに定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学の大学院医学研究科の修士課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、次の各号の一に該当する者に授与する。

(1) 本学の大学院医学研究科の博士課程を修了した者

(2) 本学に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、前号の者と同等以上の学力を有することを確認された者

(論文等の提出)

第4条 修士の学位を申請する者は東京医科大学修士論文（医科学）審査細則第3条に定める書類等を、博士の学位を申請する者は東京医科大学博士論文（医学）審査細則第7条に定める書類等を学長宛てに提出しなければならない。ただし、博士の学位を申請する者のうち、本学の研究生及び専攻生については、授業料完納者に限る。

2 提出された修士論文又は博士論文（不合格を除く。）、申請手数料及び審査料は、返還しない。
(審査)

第5条 学長は、前条により提出された修士論文又は博士論文を東京医科大学大学院医学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）に審査を付託するものとする。

2 研究科委員会は、審査を付託された当該論文について、それぞれ論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設け、審査を行わせるものとする。

(試験)

第6条 提出された当該論文に関連のある科目については、筆答又は口答により最終試験を行う。

2 最終試験は、公開制とする。

(審査期間)

第7条 修士論文に係る審査及び試験は提出された日から2か月以内に、博士論文に係る審査及び試験は提出された日から1年以内に終了するものとする。ただし、博士論文に係る審査について特別な理由があるときは、研究科委員会の議決を経て審査期間を6か月を限度として延長することができる。

(審査結果の報告)

第8条 審査委員会は、当該論文の審査及び最終試験の結果を研究科委員会に報告しなければならない。

2 審査結果を報告するときは、当該論文、当該論文の要旨及び審査結果の要旨を研究科委員会に提出するものとする。

(学位授与の決定)

第9条 研究科委員会は、前条第1項の報告に基づき、修士又は博士の学位を授与すべきか否かを決定する。

2 前項の決定は、研究科委員会の構成員の3分の2以上の出席を必要とし、無記名投票により出席者の3分の2以上の賛成を要するものとする。

(学位の授与)

- 第10条 学長は、第3条第1項に定める者に対しては、学位記を交付し学士の学位を授与する。
- 2 学長は、研究科委員会の決定に基づき、修士又は博士の学位を授与すべきものと決定した者に対しては、学位記を交付し当該学位を授与する。
- 3 前項の規定により博士の学位を授与したときは、本学の学位簿に登録し、当該学位を授与した日から3か月以内に学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(審査要旨の公表)

- 第11条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3か月以内に論文内容の要旨及び審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

- 第12条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、当該学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、既に公表しているときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、研究科委員会の承認を受けて、当該学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

- 3 前2項の規定による公表は、東京医科大学審査学位論文である旨を明記しなければならない。

(学位の名称)

- 第13条 学位を授与された者が、当該学位の名称を用いるときは、東京医科大学と付記するものとする。

(学位授与の取消し)

- 第14条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき、又は不正な方法により当該学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、医学科教授会、看護学科教授会又は研究科委員会(以下「教授会等」という。)の議を経てその学位を取消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 2 教授会等において、学長が前項の判断を行う場合は、第9条第2項の規定を準用する。

(学位記の再交付)

- 第15条 学位記の再交付は行わない。ただし、学長が相当な事由があると判断した場合は、再交付を行うことができる。この場合において、学位記の再交付を受けようとする者は、その事由を記載した申請書に手数料5,000円を添えて学長宛てに提出しなければならない。

(学位記の様式)

- 第16条 学位記の様式は、様式1、様式2、様式3、様式4及び様式5のとおりとする。

(雑則)

- 第17条 この規程に定めるもののほか、修士及び博士の論文審査に関し必要な事項は別に定める。

(改廃)

- 第18条 この規程の改廃は、医学部教授会代表者会議及び研究科委員会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、昭和29年7月9日制定の「東京医科大学学位規程」は、廃止する。

附 則 (平成25年4月17日)

この規程は、平成25年4月17日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年2月9日東医大発第66号)

この規程は、平成27年1月21日から施行し、平成27年1月1日から適用する。(全部の改正)

別表1

| | 申請手数料 | 予備調査料 | 審査料 | 要旨公表料 | 合計 |
|---------|---------|-------|----------|---------|----------|
| 大学院生 | | | | 20,000円 | 20,000円 |
| 教育職員 | 20,000円 | | 360,000円 | 20,000円 | 400,000円 |
| 研究生・専攻生 | 20,000円 | | 160,000円 | 20,000円 | 200,000円 |

| | | | | | |
|-------|---------|----------|------------|---------|------------|
| 学外申請者 | 20,000円 | 200,000円 | 2,100,000円 | 20,000円 | 2,340,000円 |
|-------|---------|----------|------------|---------|------------|

※（注）要旨公表料：論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨公表料

※（注）教育職員が退職後学位申請をする場合の申請手数料等は、2年以内であれば教育職員と同額とし、2年を超える場合は、学外申請者と同額とする。

※（注）本学での研究歴が3年以上4年未満の教育職員が研究歴を通算し学外申請者として学位申請する場合の申請手数料等は、学外申請者の合計額から100万円を減ずる額とする。

別記

様式1

様式2

様式3

様式4

様式5